

令和2年（2020年）4月17日

被保険者及びご家族 様

越谷市福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

日頃より、本市政に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な被保険者の方においては、要介護（要支援）認定の有効期間を延長できる（以下「臨時的取扱い」という。）との通知がありました。（令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

このため、本市では、介護保険施設や病院等に入所して面会が困難な方以外に、認定調査に対して不安を感じている方に対しても、臨時的取扱いの対象といたします。つきましては、要介護（要支援）認定の更新手続きを行う方につきましては、臨時的取扱いを希望するか、認定調査の実施を希望するかを確認させていただきます。更新手続きの際には、別添の認定調査の意向確認書の提出もお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 延長期間 | 12ヶ月 |
| 2. 備考 | 新規申請及び区分変更申請の被保険者の方は対象とならないため、認定調査が必要となります。 |

<問い合わせ先>

越谷市役所 介護保険課 給付担当

電話：048-963-9169（直通）